本号で公布された法令のあらまし

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（総務省）

1　蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の特例を、総務省令で定めることができるようにすることとした。（第一九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（環境省）

1　有害物質として、塩化ビニルモノマー等を追加することとした。（第二条関係）

2　指定物質として、クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）等を追加することとした。（第三条の三関係）

3　特定施設として、界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）等を追加することとした。（別表第一関係）

4　この政令は、平成二四年五月二五日から施行することとした。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（国土交通省）

1　特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水について、一・四―ジオキサンに関する水質規制の基準を定めることとした。（第九条の四関係）

2　この政令は、平成二四年五月二五日から施行することとした。

◇平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令（政令第一四九号）（厚生労働省）

1　平成二二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法等による手当金等の交付を受けた者について、これによる所得の額の増加により、児童手当法施行令の定める児童手当の支給要件を満たさなくなることのないよう、同令の特例を設けることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二四年六月一日から施行することとした。

政令

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年五月二十三日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十六号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「吹付塗装作業」を「専ら吹付塗装作業」に改め、同項第一号の二中「洗浄」を「専ら洗浄」に改め、同項第二号中「焼入れ作業」を「専ら焼入れ作業」に改め、同項第三号中「ボイラー又はバーナーで危険物を消費する」を「危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項第四号中「車両」を「専ら車両」に改め、「注入する」の下に「作業を行う」を加え、同項第五号中「容器」を「専ら容器」に改め、「詰め替える」の下に「作業を行う」を加え、同項第六号及び第七号中「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項第八号中「ため」を「ための」に、「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同項に次の一号を加える。

九　危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年五月二十三日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十七号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号を次のように改める。

十五　一・二―ジクロロエチレン

第二条に次の二号を加える。

二十七　塩化ビニルモノマー

二十八　一・四―ジオキサン

第三条の三中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、第二十七号を削り、第二十八号を第二十五号とし、第二十九号から第五十二号までを三号ずつ繰り上げ、同条に次の六号を加える。

五十　クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）

五十一　マンガン及びその化合物

五十二　鉄及びその化合物

五十三　銅及びその化合物

五十四　亜鉛及びその化合物

五十五　フエノール類及びその塩類

別表第一第一号ニ中「掘さく用」を「掘削用」に改め、同表第十号へ中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同表第十六号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表第二十八号ロ中「さく酸エステル製造施設」を「酢酸エステル製造施設」に、「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同号ハ中「メチルアルコール蒸りゆう施設」を「メチルアルコール蒸留施設」に改め、同号ニ、同表第三十号ロ、同表第三十一号イ及び同表第三十三号ホ中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同号へ中「溶剤蒸りゆう施設」を「溶剤蒸留施設」に改め、同表第三十五号イ並びに同表第三十七号ニ、ホ及びトからリまでの規定中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同号ヲ中「メチルアルコール蒸りゆう施設」を「メチルアルコール蒸留施設」に改め、同表第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）

別表第一第四十号中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同表第四十五号中「フルフラール蒸りゆう施設」を「フルフラール蒸留施設」に改め、同表第五十一号ロ中「原油常圧蒸りゆう施設」を「原油常圧蒸留施設」に改め、同表第六十六号の七を同表第六十六号の八とし、同表第六十六号の六を同表第六十六号の七とし、同表第六十六号の五中「第六十六号の七」を「第六十六号の八」に改め、同号を第六十六号の六とし、同表第六十六号の四を同表第六十六号の五とし、同表第六十六号の三を同表第六十六号の四とし、同表第六十六号の二ロ中「洗たく施設」を「洗濯施設」に改め、同号を同表第六十六号の三とし、同表第六十六号の次に次の一号を加える。

六十六の二　エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

別表第一第六十七号中「洗たく業」を「洗濯業」に改める。

別表第三第三十四号中「別表第一第六十六号の二」を「別表第一第六十六号の三」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

（下水道法施行令の一部改正）

2　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「別表第一第六十六号の二」を「別表第一第六十六号の三」に改める。

第九条の七第一号中「別表第一第六十六号の三から第六十六号の七まで」を「別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

3　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第五の六の項中「第六十六号の二ハ」を「第六十六号の三ハ」に改める。

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年五月二十三日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十八号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の九第一項（これらの規定を同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第三号中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第九条の四第一項中「第三十二号」を「第三十三号」に、「第三十三号」を「第三十四号」に改め、第三十二号を第三十三号とし、第二十七号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　一・四―ジオキサン　一リットルにつき〇・五ミリグラム以下

第九条の四第三項中「第一項第三十三号」を「第一項第三十四号」に改める。

第九条の九第一号及び第三号中「に掲げる物質」を「若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シス―一・二―ジクロロエチレンに限る。）」に改める。

第九条の十第二号及び第三号並びに第十二条第二項中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年五月二十三日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十九号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法第五条第一項に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。）につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する場合における児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第三条の規定の適用については、同条第二項中「掲げる控除」とあるのは「掲げる控除又は免除」と、「四　地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除　二十七万円」とあるのは

「四　地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除　二十七万円

五　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による免除　当該免除に係る所得の額」

とする。

附　則

この政令は、平成二十四年六月一日から施行し、平成二十三年以後の児童手当法第五条第一項に規定する所得の額の算定について適用する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

告　示

○金融庁告示第四十六号

プルデンシャル・ファイナンシャル・インコーポレーティッドが、平成二十四年一月一日付でAIGエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりプルデンシャル・ファイナンシャル・インコーポレーティッドの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十三日
金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第四十七号

プルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッドが、平成二十四年一月一日付でAIGエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりプルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッドの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十三日
金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第四十八号

ジブラルタ生命保険株式会社が、平成二十四年一月一日付でAIGエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法(平成七年法律第百五号)第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりジブラルタ生命保険株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十三日
金融庁長官　畑中龍太郎